

県下8市町で

ますます
有利に

衛経の利子補給制度 始まる！！

「衛経：生活衛生関係営業経営改善融資制度」の概要

◎ 貸付対象者

- ・ 生衛業を営む小規模事業者：従業員5名以内（旅館業では20名以内）
* 生衛業：飲食業、食肉販売業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業等を営む者
- ・ 生衛同業組合の組合員であること。
- ・ 1年以上同一地区内で営業を行っていること。

◎ 貸付条件等

- ・ 貸付限度額 2000万円
- ・ 貸付対象 設備・運転資金
- ・ 返済期間 設備資金 10年以内（据置2年以内）
運転資金 7年以内（据置1年以内）
- ・ 貸付利率 年1.25%（平成27年4月1日現在）
- ・ 無担保、無保証人で融資

◎ 次の市町では、3年以内に限り利子の半額を補助します。

- ・ 市部：鳥取市、米子市、境港市
- ・ 町部：八頭町、若桜町、智頭町、北栄町、大山町

◎ 借入を希望される方は、下記の機関にご相談ください。

- ・ (公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター
☎ 0857 (29) 8590
- ・ 県各生活衛生同業組合 事務局 ・ 生活衛生営業経営特別相談員

